

住宅性能証明業務手数料規程

一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「住宅性能証明業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター(以下「センター」という。)が実施する住宅性能証明業務に係る手数料(以下「手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 手数料は別表に掲げる額とする。

(手数料の支払期日)

第3条 申請者が納付する支払い期日は、「住宅性能証明業務約款」(以下「業務約款」という。)第4条に定める期日とする。

(手数料の支払い方法)

第4条 申請者は別表に定める料金を業務約款第5条の定める方法により納入する。

(料金の返還)

第5条 収納した料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により証明業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

(手数料の減額)

第6条 センターが行う他業務の検査と併せて現場審査を同時に行う場合は、別表に定める額から現場審査1回につき5,000円を減額する。

2 センターは、標準設計を用いた複数の住宅に係る証明依頼が一定期間内に見込める場合等で、証明業務が効率的に実施できると認める場合にあっては、その実費を勘案して手数料を減額することができる。

(手数料を増額)

第7条 センターは、別表に定める手数料に含まれない業務を実施しなければ、証明ができないと判断したときは、手数料を増額することができる。

(付則)

この規定は令和2年7月20日より施行する。

この規定は令和6年5月15日より施行する。

(別表)

住宅性能証明手数料

単位：(円) 税込み

住宅の種類 証明基準	一戸建ての住宅・併用住宅	手数料	現場審査 の時期
断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネ ルギー消費量等級 6 以上	図面審査を省略できる場合 (※1)	42,000	①断熱 ②竣工
	上記以外	55,000	
	断熱等性能等級 5 以上かつ一次エネルギー消費量等級 6 の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	23,000	①竣工
耐震 等級 2 以上	図面審査を省略できる場合 (※1)	47,000	①基礎 ②躯体 ③竣工
	上記以外	59,000	
	耐震等級 2 以上の型式住宅等製造者認証を取得している場合	35,000	①基礎 ②竣工
高齢者等 配慮対策 等級 3 以上	図面審査を省略できる場合 (※1)	27,000	①竣工
	上記以外	41,000	
変更申請手数料		5,000	
再交付申請手数料		2,000	

(注) 現場審査の時期の凡例

[基礎] →基礎配筋工事の完了時

[躯体] →躯体工事完了時

[断熱] →下地張り直前の工事完了時

[竣工] →竣工時

※1 図面審査を省略できる場合とは、センターが交付した設計住宅性能評価書、フラット35S適合証明書及び長期優良住建築等計画に係る技術的審査適合書等で各証明基準に適合していることが確認できる場合又は住宅性能証明申請と併せてこれらの申請がされる場合をいう。